

個別の人権課題		女性		
校 種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年等	第3学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	
単元名	戦後日本の出発			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 第二次世界大戦後の日本の民主化と再建の過程を理解する。
- イ 戦後の諸改革の展開を男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定等と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現する。

(2) 単元の計画

- 1次・・・占領下の日本
- 2次・・・民主化と日本国憲法（本時を含む）

2 学習指導要領等の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2 各分野の目標及び内容・〔歴史的分野〕

2 内 容
C 近現代の日本と世界
(2) 現代の日本と世界
課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。
ア 次のような知識を身に付けること。
(ア) 日本の民主化と冷戦下の国際社会
冷戦，我が国の民主化と再建の過程，国際社会への復帰などを基に，第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。
3 内容の取扱い
(4) 内容のCについては，次のとおり取り扱うものとする。
イ (2) のアの (ア) の「我が国の民主化と再建の過程」については，国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるようにすること。その際，男女普通選挙の確立，日本国憲法の制定などを取り扱うこと。

また、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編」の第2章第2節の「歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い」では、「第二次世界大戦後まもなく女性にも選挙権が与えられたことによる『男女普通選挙の確立』（内容の取扱い）や、『日本国憲法の制定』（内容の取扱い）について、小学校の学習を踏まえ、日本国憲法の基本的原則などを取り上げ、その歴史的意義に気付くことができるようにする」ことが示されています。

3 本時の目標

第二次世界大戦後に、GHQが非軍事化と民主化の方針の下で進めた日本の再建の過程について理解するとともに、民主化がもつ意義について考察し、表現する。

4 人権教育との関わり

この単元では、第二次大戦後の日本の民主化政策について学習する中で、個別の人権課題の一つである「女性」に関連する内容を取り扱います。具体的には、明治時代から1945年の選挙法改正まで、女性には選挙権が与えられなかった歴史を理解するとともに、戦後の民主化政策の一つである男女普通選挙の実施により、国民の半数近くが有権者になるとともに、女性初の国会議員が誕生するなど、女性の政治参加が進んだことについて理解を深めることも大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	自由，責任，正義，平等，尊厳，権利，義務，相互依存性，連帯性等の概念への理解 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
価値的・態度的側面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・ポツダム宣言を受諾して降伏した日本は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指令に基づいて日本政府が様々な政策を実施し、日本の再建を進めた。</p> <p>【課題】GHQはどのような方針で日本の再建を目指したのだろうか？</p> <p>■学習活動</p> <p>【敗戦国である日本を占領するにあたり、GHQは具体的にどのような政策を行ったのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の陸軍や海軍などの軍隊を解体した。 ・日本の戦争指導者を戦犯容疑で逮捕し、極東国際軍事裁判にかけるなどして、戦争中に重要な地位にあった人々を公職から追放した。 ・天皇が神の子孫であることを否定する「人間宣言」が出された。 <p>【これらの政策は何を目指して行われたのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を戦前のような軍国主義の国に戻さないよう、非軍事化を目指して行われた。 <p>【GHQは他にどのような政策を進めたのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の言論や思想の自由を制限していた治安維持法と特別高等警察を廃止した。 ・戦前や戦中に政府を批判して投獄されていた人を釈放し、政治活動の自由を認めた。 ・女性の参政権や選挙権を認め、1946年には男女普通選挙が実施され、初の女性国会議員が誕生した。 ・労働三法を制定し、労働組合の結成を奨励した。 ・産業や経済の独占を防ぐため、四大財閥を解体した。 ・地主が所有している農地を政府が強制的に買い上げ、小作人に安く売り渡して自作農家を増やした。 <p>【これらの政策は何を目指して行われたのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ多くの国民が政治や経済に参加できる仕組みづくりを進めることを民主化という。 ・一部の国民や団体だけが権限を独占している状態を解消し、できるだけ多くの国民が自由に政治・経済活動に参加できる仕組みの実現を目指して行われた。 <p>【まとめ】GHQは、日本が戦前のような軍国主義の国にならないように、徹底した非軍事化と民主化の方針の下で、日本の再建を目指した。</p> <p>■学習活動</p> <p>【民主化政策を進めるなかで、最も大きな課題となったことは何だろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍国主義化の要因であった天皇主権の大日本帝国憲法を民主的な憲法に改正することが最大の課題であった。 ・どのような憲法に改正されたのか、次回の授業で詳しく学んでいこう。 	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有権者数の推移を示した資料を提示して、1945年まで女性には選挙権が与えられていなかったことを確認するとともに、女性への権利の付与の結果、国民の半数近くが有権者となったことに気付かせ、民主的な社会を築くためには、自分たちが主体的に意思決定に参加することが大切であることに触れる。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務相互依存性、連帯性等の概念への理解 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主化を進めることが国民の様々な権利を保障することにつながることを理解させる。 	<p>○極東国際軍事裁判に関する資料</p> <p>○有権者数の移り変わりに関する資料</p> <p>○財閥解体に関する資料</p>

個 別 の 人 権 課 題		H I V感染者・ハンセン病患者等		
校 種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知 識 的 側 面	◎
対 象 学 年 等	第3学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	
教 科 等	政治・経済		技 能 的 側 面	○
単 元 名	日本国憲法と基本的人権の保障			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 基本的人権の保障と法の支配の考え方と意義について、現実社会の諸事象を通して理解する。
- イ 日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現する。
- ウ 現実社会の諸課題を主体的に解決しようとする態度や、考察したことを社会生活に生かし、より積極的な役割を果たそうとする自覚を養う。

(2) 単元の計画

- 1次・・・平等権（本時）、自由権
- 2次・・・社会権、その他の人権、新しい人権

2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第3節 政治・経済

2 内容 A 現代社会における政治・経済の諸課題

(1) 現代日本の政治・経済

個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

(7) 現代日本の政治・経済に関する諸資料から、課題の解決に向けて考察、構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 本時の目標

ハンセン病問題を事例として、日本国憲法における人権保障の考え方とその意義について理解するとともに、政府が進めるハンセン病に関する施策と日本国憲法との関わりを考察し、まとめる。

4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法の役割や人権尊重の意義について学習する中で、個別の人権課題の一つである「H I V感染者・ハンセン病患者等」に関連する内容を取り扱います。具体的には、ハンセン病に対して国が過去に進めた隔離政策が患者の平等権をはじめとする様々な人権を侵害しただけでなく、国民の間の差別意識が助長されたという歴史を理解するとともに、個人の尊重の考え方に基づく日本国憲法の基本的人権の尊重の要請に基づき、国が現在も元患者やその家族の尊厳を回復する施策を進めていることを理解することも大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面	憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
技 能 的 側 面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>■学習活動 【憲法の役割について学習したことを振り返ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家権力の濫用を制限して、国民の基本的人権が侵害されることを防ぎ、国民の幸福追求を最大限保障することが憲法の役割である。 <p>■学習活動 【国の政策により、国民の基本的人権が侵害された事例にはどのようなものがあるのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンセン病を扱った映画の一場面を視聴し、登場人物の発言についてどのように感じたか話し合う。 登場人物の発言は「ハンセン病問題」と関わりがある。 <p>【課題】「ハンセン病問題」を事例として、日本国憲法における人権保障の考え方とその意義について考えよう。</p> <p>■学習活動 【ハンセン病とはどのような疾病で、患者はどのように受け止められてきたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンセン病は感染症であるが、感染力は非常に弱く、現在では薬の投与で完治する疾病であり、日本での発症例は極めて少なく、患者を隔離する必要は全くない。 有効な治療法がなかった時代に発病した人の中には、外観でわかる顔面や手足の変形などの重篤な後遺症が残ることがあり、患者は長く差別や偏見の対象とされてきた。 <p>■学習活動 【ハンセン病について、国は過去にどのような政策を進めていたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 明治時代から患者の施設への隔離が行われ、法律等に施設への入所規定が設けられた。 施設からの退所規定のない「らい予防法」が1996年に廃止されるまで、事実上の強制隔離が続けられ、法律により患者らは平等権をはじめとする様々な人権を剥奪された。 患者やその家族に対する偏見や差別が現在も残っており、国の誤った政策が国民の差別意識を助長した事例である。 <p>■学習活動 【「令和元年7月12日内閣総理大臣談話」を読み、国がどう考え何を決定したのか読み取ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の隔離政策が誤りであったことや、それによって社会に偏見や差別が生じたことを国として認めた。 国の賠償責任を認めた熊本地裁判決を受け入れるとともに、家族への新たな補償措置を講じることを決めた。 日本国憲法の基本的人権の保障の要請に基づき、国は元患者の尊厳回復と家族への補償を進めており、憲法に基づく権力の抑止と人権保障の典型的な事例となっている。 	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法は公権力の濫用を防ぎ、国民の人権を保障するためのものであることを確認する。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 疾病に関する正しい知識とともに、国の進めた隔離政策が長らく患者を苦しめてきた歴史を認識させる。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンセン病を理由にホテルの宿泊を拒否されたり解雇されたりした実際の事例を紹介するとともに、最初に観た映画の一場面も同様の事例であることに触れ、現在も偏見・差別が残っていることに気付かせる。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の真偽を確かめ、正しい情報に基づいて自分で判断し、行動できることが大切であることを確認する。 	<p>○「ハンセン病の向こう側」（厚生労働省）</p> <p>○資料「らい予防法（抜粋）」</p> <p>○資料「令和元年7月12日内閣総理大臣談話」</p>
<p>【まとめ】憲法における人権保障とは、国民は個人として尊重され人権を保障されるという考え方であり、日本国憲法は国の権力濫用を抑止するとともに、権力が人権を侵した場合、その回復を要請する役割を果たしている。</p>		

個別の人権課題		インターネットによる人権侵害		
校種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年等	第3学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	
単元名	新しい人権			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 日本国憲法の役割を、個人の尊厳と基本的人権の尊重の考え方を中心に理解する。
- イ 法の支配の考え方や立憲主義に基づいて政治が行われることの意義について多面的・多角的に考察し、現代社会の課題について公正に判断する力を養う。
- ウ 国民主権を担う公民として、協力し合うことを大切にしていこうとする態度を養う。

(2) 単元の計画

- 1次・・・新しい人権（本時を含む）
- 2次・・・グローバル社会と人権

2 学習指導要領等の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2 各分野の目標及び内容・〔公民的分野〕

2 内容 C 私たちと政治
(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 次のような知識を身に付けること。
(ア) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。
(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。
(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

また、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編」の第2章第2節の「公民的分野の目標、内容及び内容の取扱い」では、「抽象的な理解にならないように、日常の具体的な事例を取り上げ、基本的人権に関連させて扱い、権利相互の関係や人権をめぐる諸課題についても理解できるようにする」ことが示されています。

3 本時の目標

新しい人権と日本国憲法との関わりについて理解するとともに、具体的な事例を通して権利相互の関係について多面的・多角的に考察し、表現する。

4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法における基本的人権の尊重の考え方などについて学習する中で、個別の人権課題の一つである「インターネットによる人権侵害」に関連する内容を取り扱います。具体的には、社会の変化に伴って認められるようになってきた新しい人権の一つであるプライバシーの権利について、公的機関や企業に個人情報や慎重に管理することを義務付ける制度の意義について理解を深めたり、具体例を通してプライバシーの権利と他の権利との関係について考えたりすることを大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
価値的・態度的側面	人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意欲や態度

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>【前時の学習内容を振り返ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の発展や情報化の進展に伴って、日本国憲法には直接的には規定されていない権利が主張されるようになってきた。 ・新しい人権には「プライバシーの権利」や「環境権」、「知る権利」などがある。 <p>【課題】新しい人権の一つである「プライバシーの権利」はどのように発展し、現在、どのような課題が指摘されているのだろう。</p> <p>■学習活動</p> <p>【プライバシーの権利はどのように発展してきたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの権利とは個人の私生活に関する情報をみだりに公開されない権利のことである。 ・日本国憲法 13 条の幸福追求権等を根拠として主張されるようになってきた。 ・マスメディアやインターネットの普及による情報社会の中で、新しい人権として定着しつつある。 ・2003 年に個人情報保護法が成立し、それまで国や地方自治体等の公的機関に課していた個人情報保護の義務が民間事業者にも拡大された。 <p>■学習活動（個人→グループ）</p> <p>【プライバシーの権利と他の権利との関係について、具体例を基に考えてみよう。】</p> <p>(例) 芸能人 A の私生活の情報を掲載した本が出版されることに対して、A がプライバシーの権利の侵害であるとして本の出版の差し止めを求めて訴訟を起こしたが、出版会社は、本の出版は「表現の自由」の権利であると反論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの権利と表現の自由の権利が対立している。 ・過去に実際に裁判で争われた事例がある。 <p>【本に掲載してもよいと考えられる情報と掲載すべきでないと考えられる情報の違いとは何か、グループで話し合おう。】</p> <p>【プライバシーの権利より表現の自由が優先されるとしたらどのような場合か、グループで話し合おう。】</p> <p>【プライバシーの権利と表現の自由の関係についてまとめて発表しよう。】</p> <p>【プライバシーの権利に関わって、その他にどのような課題があるか考えよう。】</p> <p>(例) インターネット上には人の名誉を傷つける差別的な言論が書き込まれていたり、プライバシーの侵害にあたる様々な個人情報が掲載されたりしている。</p> <p>(例) 情報の複製による知的財産権の侵害も問題である。</p> <p>【まとめ】プライバシーの権利は情報化の進展に伴って主張されてきた新しい人権の一つであり、表現の自由との調整やインターネット上で見られる様々なプライバシーの侵害の問題を解決していくことが課題である。</p>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化が進む中で、プライバシーの権利を自分の情報をコントロールする権利として、より積極的に捉える考え方が広がってきていることに触れる。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の権利と社会全体の利益が衝突する場合もあることに触れ、その調整をどのように図っていけばよいか考えることが大切であることに気付かせる。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意欲や態度 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中でインターネット等をどのように使用しているか振り返らせることで、自分も被害者・加害者のどちらにもなりうる可能性があることに気付かせ、使用について責任ある行動が必要であることを認識させる。 	

「特別活動」の事例

個別の人権課題			高齢者		
校 種	高等学校	3つの側面	知識的側面		
対象学年等	全学年		価値的・態度的側面	◎	
教科等	特別活動		技能的側面	◎	
単元名	スマホ教室				

1 目 標

学校の特別活動における「生徒会活動」の目標は次の通りです。

- (1) 生徒会やその中に置かれる委員会などの異年齢により構成される民主的かつ自治的組織における活動の意義について理解するとともに、その活動のために必要なことを理解し、行動の仕方を身に付ける。
- (2) 学校全体の生活をよりよくするための課題を見いだし、その解決のために話し合い、合意形成や意思決定することで、よりよい人間関係を形成する力を身に付ける。
- (3) 自治的な集団における活動の中で身に付けたことを生かして、多様な他者と協働し、学校や社会におけるよりよい生活づくりに参画しようとする態度を養う。

2 概 要

本事例は、特別活動における生徒会活動の実践の一部です。様々な学校行事を通じて自分たちの地域に住む方々と交流する中で、スマートフォンの操作方法等が分からず、取扱いに困っているという声を多くの高齢者の方々から聴いたことをきっかけとして、この取組を始めました。

学校近くのJRの駅に隣接する「待合プラザ」のスペースを利用して、毎週水曜日の16時からスマートフォンの操作に困っている高齢者の方々に、生徒が一对一で操作方法をアドバイスする活動を、「スマホ教室」と名付けて行うことにしました。高齢者の参加は任意ですが、毎週数名の方々が訪れ、生徒と交流を図っています。

電車の待ち時間と地域の施設を上手に活用して、高齢者の方が日常的に抱えている課題を解決することに資するとともに、生徒と地域の高齢者が直接触れ合う機会を創出することにもつながっています。

3 人権教育との関わり

高齢者が日常的に感じている不便さや困り感について、当事者から直接声を聴くとともに、その立場に立って想像力を働かせて考えたりイメージしたりすることで、他者の痛みや感情を共感的に受け止めるための豊かな感受性等を育むことにつながっていると考えられます。

また、世代の異なる人々との交流を通して、相手にとって分かりやすい説明の順序や仕方を具体的に考えるなど、適切なコミュニケーションの在り方についても実際に体験を通して学び、実行できる機会となっています。

3つの側面については、次のような内容を育成することができると考えられます。

価値的・態度的側面	多様性に対する開かれた心と肯定的評価 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能

4 実際の様子と生徒の感想



スマホ教室を行う場所を選んだのは、自分たちが毎日の登下校に利用するJRの駅の隣にある「待合プラザ」のスペースです。自分たちの地域の空き施設を利用することで、地域資源の有効活用にもなります。開催日時を待合プラザのスペースに掲示し、高齢者の方が参加しやすいようにしています。

スマホ教室の様子



この日は3人の高齢者の方が参加されました。参加者全員で手指消毒を行い、透明なアクリル板も設置して新型コロナウイルス感染症への対策を徹底します。

高齢者の皆さんは、それぞれ困っていることや教えてもらいたいことが異なっており、それらの内容に応じて生徒が操作方法等をアドバイスしています。SNSに関するセキュリティについてアドバイスすることもあるそうです。

実際にアドバイスをしている様子



お年寄りが持参された資料等も読みながら、詳しく説明していきます。「小さな文字が見えづらい」「長押しってどうするの?」といったお年寄りからの声に丁寧に対応しています。

■■■ 3つの側面との関わりが見られる生徒の感想（抜粋）より ■■■

【価値的・態度的側面】

・私にはわかる言葉でも、高齢者の人には分からない言葉があることが分かりました。高齢者の人に分かる言葉で伝えていくように気を付けていきます。

【技能的側面】

・スマホの操作の何に困っているのか、しっかり話を聞くようにしています。「ここを押してください」とアドバイスしたり、「私がやってもいいですか」と声をかけて私が操作したりします。どうすれば分かりやすく伝えることができるか、考えるようになりました。